

〔論 文〕

介護保険制度下の福祉用具貸与の実態にみる男女格差

— 車いす利用被介護者のジェンダー統計分析 —

斎藤悦子, 館かおる, 山田和代

要 旨

本研究は介護保険における被介護者のジェンダー問題を、介護保険サービスの1つである福祉用具貸与サービスを通じて解明した。福祉用具貸与の中でも、近年、需要が拡大している車いすの利用について検討を行った。

車いす利用のジェンダー問題を明らかにするためには、介護保険サービスの受給状態を調査した介護給付費実態調査を用いるしかない。公表されているこの統計をジェンダー統計視点で検討したところ、性別のデータが不足しているため、統計法によりデータの申し出を行い、入手したデータからジェンダー統計を作成した。

これにより、介護保険サービスの福祉用具貸与の車いす受給について、男女で異なる状況があることが明らかになった。車いすが、被介護者の自立した生活や尊厳の保持に有益であるという観点から考えると、女性被介護者は男性に比して自立や移動の自由から遠ざけられていると結論づけられる。さらに、公的統計のジェンダー視点の不足が、本研究で明らかにされた実態の把握を妨げていることが指摘された。

1. はじめに

2000年4月に介護保険制度が施行されてから十数年が経過した。従来、家庭内で行われてきた介護を、介護保険料と税金を財源として社会全体で担う介護の社会化がこれによって実現した。

2014年1月現在、要介護（要支援）認定者数は580万人を超え、2000年度の2倍以上に増加し（厚生労働省、2000、2014）、高齢化のピークとなる2025年には要介護（支援）認定者は700万人に達すると予想されている（エイジング総合研究センター、2008）。介護保険制度施行以降、介護とジェンダーをめぐる問題は、(1)女性と介護労働の関係性とその労働条件、(2)介護の需要と分配に関する社会政策的分析といった2つの潮流があり（山下、2011）、女性

介護者や介護労働とそのサービスの分配に関する研究は一定の量が蓄積されている。一方、介護される側を対象としたジェンダー研究は、医療、看護、リハビリテーションの分野には多数存在するが、社会科学分野においては少なく、十分に成熟しているとはいえない¹。

本研究は、従来の研究が見出してきた家族介護者や介護労働者のジェンダー問題の重要性を踏まえた上で、介護をめぐるジェンダー問題をより詳細に検討するために、これまでの研究においては分析対象となることが少なかった「被介護者のジェンダー格差」に光を当てることに

1 上野（2011）はケアされる側を対象とする研究が、その調査の困難さから研究者によって避けられてきたことを指摘している。しかし、高齢者を対象としたジェンダー分析は多く存在している。（伊藤ら、2002；春日、2007；杉本、2012；田中ら、2013）

する。

被介護者の範囲は介護を何と捉えるかによって変化する。本研究では、被介護者とは、介護保険制度という枠組みの下での要介護認定者であり、介護保険サービスを受けている者に限定することにした。介護保険サービスは居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに分けられるが、本研究では介護保険制度における多くの介護サービスの中から、居宅サービスの中の福祉用具貸与を取り上げる。2012年において1,495万人(年間累計)が福祉用具貸与サービスを受給しており、介護保険スタート時の受給者数と比較すると、3倍に増加している(厚生労働省, 2001, 2012)。福祉用具に着目する理由は、この著しい受給者の増加と共に、成熟経済社会における生産領域/再生産領域のインターフェイスとして福祉用具が存在し、福祉用具それ自体の生産・販売がグローバルに展開し、各国の社会保障下で利用され、その利用は被介

護者、介護者、家族の関係性に大きな影響を与え、生産・販売・利用の各段階にジェンダー課題が内在していると考えたからである。

本稿では、介護保険という公的財源の配分によって利用されている福祉用具の受給実態をジェンダー統計視角で検討し、被介護者像を明らかにすることを目的とする。これにより、介護保険制度の理念である「被介護者の尊厳の保持と自立の実現」がいかに果たされているのかを検討する。

2. 介護保険における福祉用具貸与について

本題に入る前に、介護保険制度における福祉用具の利用について概観する。介護保険制度の中で被介護者が使用できるサービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに分けられるが、福祉用具は居宅サービスの中の福祉用具貸与サービスとして位置づけられて

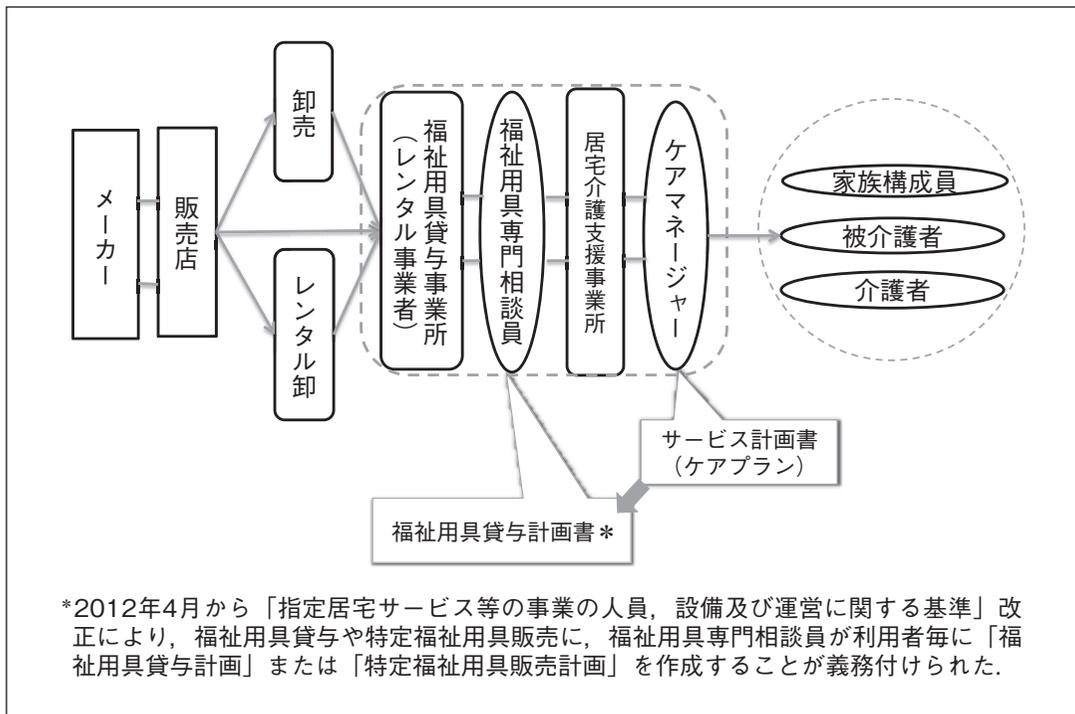


図1 介護保険制度下の福祉用具の貸与サービス過程

表1 福祉用具貸与13種目とその利用件数
(2012年度)

(単位：千件)		
種目	件数	割合
総数	63124.2	100.0%
車いす	7214.8	11.4%
車いす付属品	2353.4	3.7%
特殊寝台	8602.31	3.6%
特殊寝台付属品	24449.7	38.7%
床ずれ防止用具	2627.7	4.2%
体位変換器	294.1	0.5%
手すり	9091.3	14.4%
スロープ	1593.1	2.5%
歩行器	4629.7	7.3%
歩行補助つえ	1405.0	2.2%
認知症高齢者徘徊感知機器	173.0	0.3%
移動用リフト	684.4	1.1%
自動排泄装置	5.8	0.0%

注：2012年5月審査分～2013年4月審査分までの累計
出所：厚生労働省「平成24年度介護給付費実態調査」
結果の概況より作成

いる。福祉用具貸与サービスは、要介護認定を受けた人を対象として、ケアマネージャーが介護サービス計画（ケアプラン）を立て、それに基づき福祉用具専門相談員が福祉用具貸与計画書を作成した後、被介護者に福祉用具が貸与される²。福祉用具は民間企業によって生産され、介護保険制度で設けられた「貸与」という方法によって、被介護者のもとに届けられる（図1参照）。貸与費用は、2014年現在、他のサービスと同様に介護保険から9割がサービス提供者に支払われ、残りの1割を本人が負担する。

福祉用具貸与サービスの対象は13種目あり、その種目別利用件数を表1に示した。1年間の累計で、最も利用件数が多いのは特殊寝台付属品（2,444万9千件）、次いで手すり（909万1千件）、特殊寝台（860万2千件）、そして車いす（721万4千件）となっている。さらに1年間の累計費用でみると、福祉用具貸与総額の

2 介護度によって貸与できない種目がある。自動排泄処理装置は要介護4、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえを除く8種目は要介護2以上が貸与の対象となっている。しかし、例外的使用が認められる場合もある。

表2 福祉用具貸与種目別費用の割合（年間）
(単位：億円)

種目	費用	割合
総数	2426.8	100%
車いす	478.9	19.7%
車いす付属品	43.6	1.8%
特殊寝台	790.7	32.6%
特殊寝台付属品	331.0	13.6%
床ずれ防止用具	169.8	7.0%
体位変換器	7.2	0.3%
手すり	251.4	10.4%
スロープ	88.4	3.6%
歩行器	133.3	5.5%
歩行補助つえ	15.7	0.6%
認知症高齢者徘徊感知機器	11.2	0.5%
移動用リフト	105.0	4.3%
自動排泄装置	0.5	0.0%

注：2012年5月審査分～2013年4月審査分までの単位数累計で、費用は単位数×10円である。
出所：厚生労働省「平成24年度介護給付費実態調査」
結果の概況より作成

2,426億円のうち特殊寝台が約3割、車いすが約2割を占めている（表2）。

本研究では、介護保険制度で扱われている車いすをとりあげる。その理由は、①先述の通り、介護保険制度下において利用と費用の多くを占めていること、②民間企業による生産と貸与というしくみの中で、車いすという製品が、種類や価格において広い幅をもち、介護保険の特徴である「サービス主体の多様化」に深く関わること、③その利用が被介護者の生活の質や自立のみならず、介護者や家族の介護のあり方に直接的な影響を与えると考えられることである。

3. 方法—ジェンダー統計分析について—

被介護者の福祉用具利用状況のジェンダー問題を把握するにあたり、厚生労働省「介護給付費実態調査」を使用する。「介護給付費実態調査」は、各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書、給付管理票を集計対象として、介護サービスに係る給付費の状況の把握、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資

料を得ることを目的として毎月実施されている。方法は、「介護給付費実態調査」をジェンダー統計の視角によって捉え直し、被介護者の福祉用具利用状況に迫るというものである。

ジェンダー統計とは、データが性別に収集され、提示されるだけでなく、そのデータ収集と提示が社会のジェンダー問題を適切に反映し、ジェンダーに基づく偏りをもたらしあらゆる要因を考慮して作成された統計である(Hedmanら, 1996)。ジェンダー統計が国際的に注目され、その重要性が確認されたのは、1995年の第4回世界女性会議での北京行動綱領の中に、性区分を持つ統計の生産、配布とそのため統計の体制づくりが示されたことによる(杉橋, 1996; 伊藤, 1997)。その後、女性の地位向上をめざす国際的運動は「ジェンダー視点を主流に据えること(mainstreaming gender perspective)」を目標にし、ジェンダー統計はこの動きの一環となっている(伊藤, 1997)。日本においても2002年から2003年にかけて大きな進展がみられ、男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会による「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供」に関する実施状況報告が行われ、各府省統計主管部局長等会議ではジェンダー統計が上げられた(天野, 2004)。第三次男女共同参画基本計画(2010年)は、調査や統計における男女別統計(ジェンダー統計)の充実を掲げ、2013年のOECD閣僚理事会では国際的に比較可能なジェンダーに敏感な(gender-sensitive)データや指標の収集・作成・展開の確保を勧告した。日本では、公的統計の整備は統計法に基づき「公的統計の整備に関する基本計画」に沿って行われている。2014年に閣議決定した新たな「公的統計の整備に関する基本計画」には、経済・社会の環境変化への的確な対応として、ジェンダー統計の作成及び提供を推進することが書き込まれた(総務省, 2014)。

「介護給付費実態調査」を用い、被介護者のジェンダー問題を明らかにするためには、集計された福祉用具貸与サービスの受給者数を性別で把握することから始めることになる。統計調

査・報告書のデータを性別で把握することができるかどうか、すなわち性区分がなされているかどうかは、その統計がジェンダー統計として作成され、提供されているかを見極める基本的な基準である(伊藤, 1997)。厚生労働統計の老人保健福祉分野に相当する「介護給付費実態調査」は、データ収集対象である介護給付費明細書に性区分はあるが、提示された統計表に性区分があるのは、受給者(被介護者)数全体と年齢階級別、要介護度別のみであった。この調査の目的は、介護サービスの給付状況の把握であるが、介護サービスやそれに係る給付費についての性別による提示はなされていなかった。このことは、「介護給付費実態調査」の作成と提示がジェンダー統計として未整備であることを示している。

介護保険制度下における被介護者の介護サービスの受給状態を把握することのできる唯一の統計である「介護給付費実態調査」の公表データでは、一般ユーザーはジェンダー統計視角で分析することが困難であることが判明した。そのため、筆者らは統計法第33条の規定に基づき、厚生労働省に「介護給付費実態調査」の調査票情報の提供の申出を行い、「統計の目的外利用」としてデータ(2011年5月～2012年4月分, 1ヶ月につき約500万件)の提供を受けた³。本稿では提供されたデータから1か月分(2011年5月)を性区分で再集計し、ジェンダー統計を作成した⁴。

3 2013年2月に申し出を行い、データの提供が完了したのは2013年8月であった。ただし、データ提供不可保険者が112市町村あり、全データは得られなかった。提供されたデータは、全体の7割に該当すると考えられる。

4 1年分のデータ提供を受けたので、年間の件数を再集計することが最良であることは了解している。年間件数を算出するためには名寄せ(各月ごとに重複するデータを排除する)が必要となる。月500万件×12か月の名寄せは困難を極めたため、本稿では1か月分のデータを扱うことにした。

4. ジェンダー統計の作成

(1) 介護サービス別受給件数

2011年5月の1か月間に介護サービスを受給した件数を性別で集計した結果が表3である。サービス種類の中で、男女ともに最も受給件数が多いものが福祉用具貸与である。それぞれのサービスごとに女性の受給件率を見ると、女性

受給者が7割を超えるサービスは、特定施設入居者生活介護(79.7%)、施設サービス(73.9%)であった。福祉用具貸与の女性受給件率は65.0%である。女性受給件率が最も低いものは訪問介護で61.7%であった。

(2) 福祉用具貸与種目別受給件数

表4は福祉用具貸与種目別受給件数を性別で

表3 介護サービス種類別、性別受給件数

単位：件

サービス種類	男性	女性	総数	女性受給件率
居宅サービス	339,766	672,497	1,012,263	66.4%
訪問通所	189,363	334,789	524,152	63.9%
訪問介護	155,471	250,437	405,908	61.7%
訪問入浴介護	238,041	408,712	646,753	63.2%
訪問看護	67,864	146,923	214,787	68.4%
訪問リハビリテーション	15,850	26,500	42,350	62.6%
通所介護	132,511	288,797	421,308	68.5%
通所リハビリテーション	57,758	105,521	163,279	64.6%
福祉用具貸与	490,871	913,101	1,403,972	65.0%
短期入所	214,133	469,365	683,498	68.7%
居宅療養管理指導	29,867	67,122	96,989	69.2%
特定施設入居者生活介護	22,750	89,245	111,995	79.7%
居宅介護支援	167,976	312,122	480,098	65.0%
地域密着型サービス	75,620	139,099	214,719	64.8%
施設サービス	64,764	182,905	247,669	73.9%

注：受給者は要支援を含む。それぞれのサービスでの受給1回を1人分として数えている。

表4 福祉用具貸与種目別、性別受給件数と女性受給件率

単位：件

種類	男性	女性	総数	女性受給件率
車いす	679,521	893,946	1,573,467	56.8%
付属品	2,031,091	2,459,941	4,491,032	54.8%
特殊寝台	767,524	981,949	1,749,473	56.1%
付属品	456,607	671,032	1,127,639	59.5%
床ずれ防止用具	318,414	532,839	851,253	62.6%
体位変換器	614,037	828,462	1,442,499	57.4%
手すり	385,084	599,509	984,593	60.9%
スロープ	467,805	682,230	1,150,035	59.3%
歩行器	363,146	577,571	940,717	61.4%
つえ	311,333	525,758	837,091	62.8%
徘徊感知機器	344,600	559,025	903,625	61.9%
移動用リフト	303,633	518,058	821,691	63.0%

注：自動排泄処理装置は2012年の介護保険法改正によって福祉用具貸与サービスに加えられたため、本表には含まれない。

表したものである⁵。車いす付属品⁶の貸与受給件数が男女合わせて449万件と最も多く、次いで特殊寝台が174万件, 車いすが157万件と続く。女性の受給件率が高いのは移動用リフト(63.0%), つえ(62.8%), 床ずれ防止用具(62.6%)であった。車いすの女性受給件率は56.8%, 車いす付属品のそれは54.8%で6割に達していなかった。

5 福祉用具貸与において、ケアマネージャーが必要と認め、本人の同意があれば同一種目を複数貸与することは可能である。

6 車いす付属品とは、クッション、パッド、電動補助装置等である。

(3) 介護度別車いす受給件数

図2に介護度別車いす受給件数を示した。男女合わせて受給件数が最多となるのは要介護2で7万2千件である。2006年の介護保険法改正で、車いすの貸与基準が厳しくなり、要介護1までは例外的な場合を除いて貸与されなくなったが、要介護1の受給件数は男女合わせて2万2千件ほどある。男性の受給は要介護2で最も多く、その後、介護度が進むにつれて減少する。しかし、女性の受給が最多件数であるのは要介護4であった。

(4) 年齢階級別受給件数

表5は車いす受給件数を年齢階級別に示し

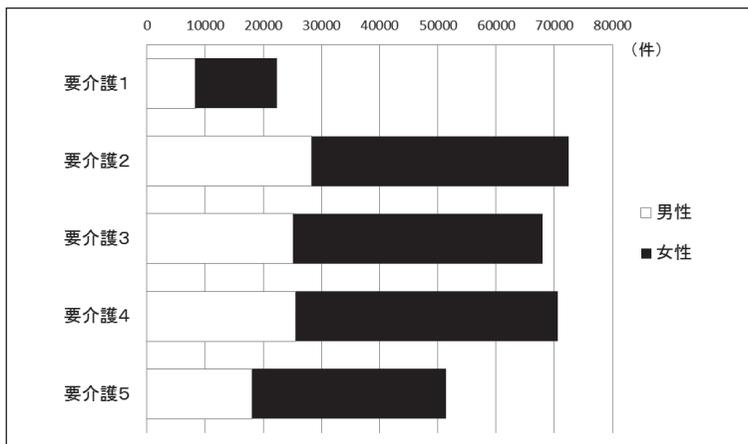


図2 介護度別、性別車いす貸与受給件数

表5 年齢階級別 性別車いす貸与受給件数

単位：件

年齢	男性	女性	総数	女性受給件率
40-59歳	4,489	4,575	9,064	50.5%
60-64歳	6,779	5,851	12,630	46.3%
65-69歳	10,433	8,692	19,125	45.4%
70-74歳	16,112	14,057	30,169	46.6%
75-79歳	21,210	23,037	44,247	52.1%
80-84歳	21,219	33,398	54,617	61.1%
85-89歳	14,595	40,935	55,530	73.7%
90-94歳	7,630	32,612	40,242	81.0%
95-99歳	2,544	14,394	16,938	85.0%
100歳以上	423	2,675	3,098	86.3%

た。受給件数が男女合わせて最も多くなる年齢階級は85-89歳で約5万5千件であり、全体の2割をこの年齢階級が占める。性別で見ると、最も受給件数の多い年齢階級は、男性では80-84歳(2万1219件)、75-79歳(2万1210件)、女性は85-89歳(4万935件)である。年齢階級ごとに女性の受給件率をみると、60歳から75歳までは女性の割合は50%以下であり、この年齢階級の半数以上が男性の受給であった。

(5) 介護度別、年齢階級別受給件数

図3は介護度別に年齢階級で受給件数を示したものである。介護度に関わらず、男性は75-

84歳の車いす受給件数が最も多く、どの介護度であっても約4割を占めた。一方、女性は85歳-94歳が最多であり、どの介護度であっても約4割となっている。

(6) 介護度別全受給者に対する車いす受給者割合

図4は介護度別に介護保険受給者全体に対して、車いすを受給している者の割合を示したものである⁷。介護度別介護保険受給者全体について

7 車いす受給については、提供データでは件数となっている。車いす附属品などとは異なり、車いすについては1人が複数受給している例は少ないので、ここでは1件を1人として計算した。

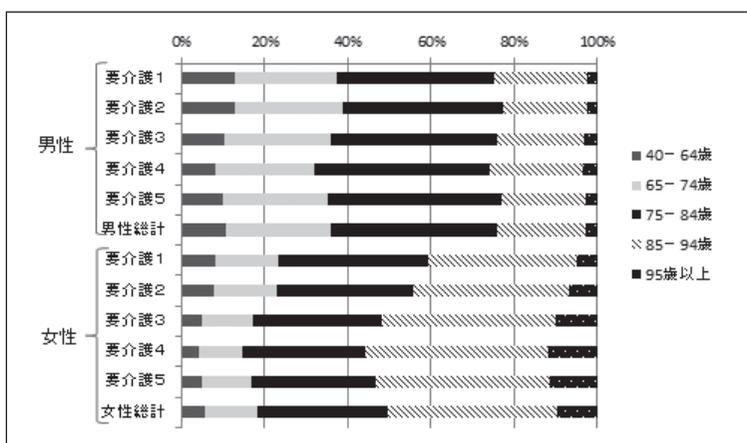


図3 介護度別 年齢階級別 性別車いす貸与受給件数

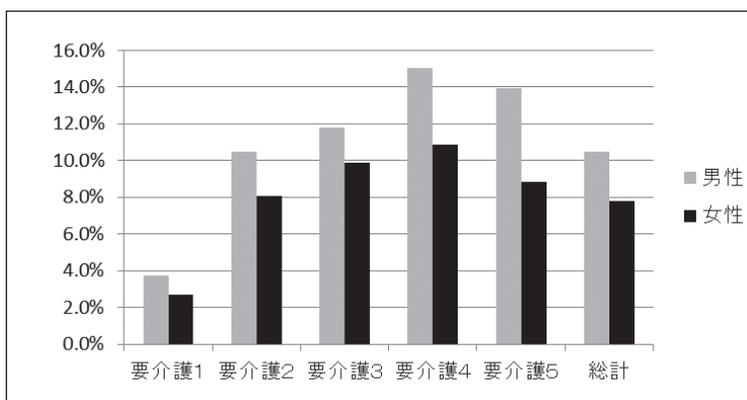


図4 介護度別全受給者に対する車いす受給者の割合件数

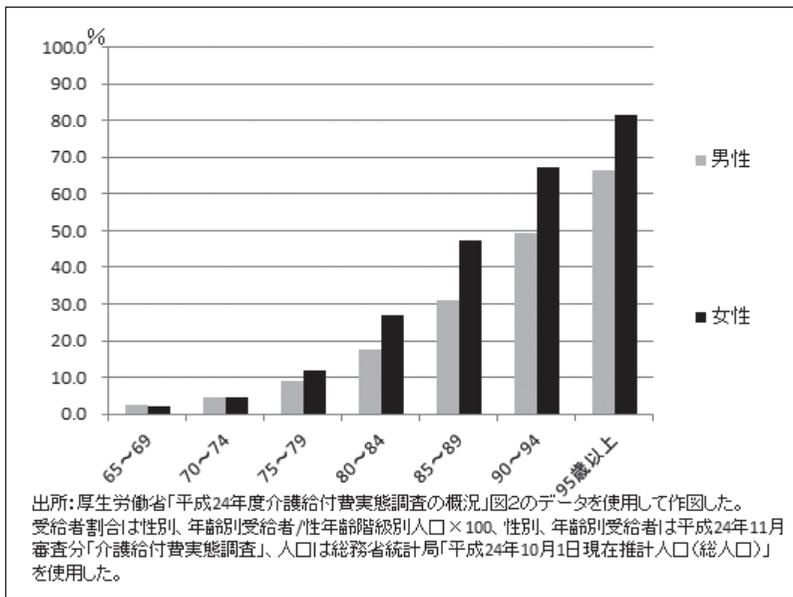


図5 年齢別 性別 人口に占める介護保険受給者の割合

ては、同調査の2011年5月の公表データを用いた。要介護1から5までの総計で見ると、男性の全受給者に対する車いす受給者の割合は10.5%、女性のそれは7.8%であった。いずれの介護度であっても、男性の方が車いすを受給している。要介護4では、男性の全受給者の15%が車いすを受給しているが、女性は10.8%であった。最も男女差が大きいのは介護度5で、車いすを受給している男性は全受給者の13.9%に対し、女性は8.8%であり5%以上の格差が存在し、介護度があがるほど車いす受給に男女差があることがわかる。

5. 考察

2012年5月から2013年4月の1年間の介護予防サービス及び介護サービスの年間累計受給者数は5,466万人で予防サービス受給者数は1,170万人、介護サービス受給者数は4,279万人、年間実受給者数は543万人である。2001年の調査開始以降、介護保険受給者数は年々増加しているが、性別割合は男性3対女性7で変化なく

現在に至る。図5に年齢別人口に占める受給者の割合を性別で示した。74歳までは男女とも大きな差はないが、75歳以降で女性が男性を上回る。85-89歳では、女性は同年齢人口の半数が介護保険を受給するようになる。

こうした現状を踏まえ、作成したジェンダー統計を分析、考察する。

(1) 介護サービス別にみたジェンダー格差

先述の受給者全体の性別割合から考えると、各サービスについて女性受給件率が7割であることが介護保険受給者全体の男女比率とほぼ等しいということになる。サービスの中で女性の受給件率が約8割と最も高かった特定入居者生活介護は、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどでの入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスである。有料老人ホーム以外は、家庭環境や経済状況などの理由によって、家族との同居が困難であることが入居の条件となっている。このことは、女性被介護者の生活環境を反映していると考えら

れる。また、女性の受給件率が最も低かった訪問介護では、食事、排せつ、入浴等の介助を行う身体介護と家事援助を行う生活援助サービスが提供されている。これらのサービスの女性の受給件率が低い理由は、女性被介護者にとってこれらの行為が、これまでの生活の中で女性役割と考えられていたことと関係があるかもしれない。福祉用具貸与の女性受給件率は65%であり7割に達せず、若干低い。それぞれのサービスについて詳細に検討することで、その背後にあるジェンダー問題を見出すことができそうであるが、本稿では福祉用具貸与に絞って考察を進めることにする。

(2) 福祉用具貸与種目別にみたジェンダー格差

車いす受給者数は女性の方が男性よりもわずかに多く、車いす受給者に占める女性受給件率は56.8%であり、介護保険受給者全体の性別割合の男性3対女性7から考えると、女性の車いす受給率は低いと言える。女性の受給件率が高いのは移動用リフト(63%)、つえ(62.8%)であった。つえは被介護者の自立に要するものであるが、移動用リフトは、自力での移動が困難な者の移動を補助するリフトであり、介護者の介護を補助する用具としての要素が強い。移動用リフト受給率が高い理由は、後述する車いす女性受給者の状況と合わせて検討すると、身体状況が男性よりも重篤となって介護保険を受給することを意味しているかもしれない。

(3) 車いす受給件数のジェンダー格差

まず、介護度で検討すると、男性の受給件数が最多なのは要介護2、女性は要介護4であった。女性は介護度がかなり進行してから車いすを利用している者が多いことがわかる。要介護の認定は、介護の手間(要介護認定等基準時間)を判断するものであり(厚生労働省, 2012b)、病気の重さや心身状態と介護度の高さが一致しない場合もあるので、女性が男性と同じ要介護度で車いすを受給しない者が多い理由を明言するのは難しいが、要介護状態区分ごとに限度額

(区分支給限度額)が定められており、介護度が進行すると限度額は上昇する。東京都文京区の2014年7月現在を例に挙げると、要介護2の限度額は月額19万4800円、要介護4は30万6千円であり⁸、限度額を超える場合は全額自己負担となるため、女性は限度額が低い要介護2では車いすを受給していないとも考えられる。

また、介護保険受給者全体に占める車いす受給者の割合を性別でみると、男性の方が車いすを受給している。要介護4では、男性の全受給者の15%が車いすを受給しているが、女性は10.8%であった。最も男女差が大きいのは介護度5で、車いすを受給している男性は全受給者の13.9%に対し、女性は8.8%であり5%以上の格差が存在し、介護度があがるほど車いす受給に男女差があることがわかる。

年齢階級でみると、女性は男性よりも高齢になってから車いすを受給している。高齢になるほど受給者が増えることは車いすのみならず、介護保険全体についても言える。例えば85-89歳の人口に占める性別当該年齢の性別介護保険受給者割合は、男性31.2%、女性47.4%であり、高齢化に従って男女間格差は拡大傾向にある。男性は高齢化しても介護保険を受給する割合が女性よりも低い。すなわち、介護の社会化を女性よりも利用しない傾向がある。しかしながら、車いすについては男性の方がより高い割合で受給しており、女性は介護度が進行し、高齢化してから受給することが明らかになった。車いすには自走式と介助式の2種類があるが、高齢化と介護度が進行した場合に貸与される多くが介助式であり、介助式の車いすは介助する者がいなくては利用できない。男性受給率の高さと女性受給率の低さには介助者の存在の有無とその性別が関係していると思われる。

6. 結論

本稿では「介護給付費実態調査」をジェンダー

8 2014年7月現在、限度額の範囲内でサービスを利用したときの自己負担は1割である。

統計の手法によって再集計し、分析した結果、一つは介護保険サービスの福祉用具貸与の車いす受給において男女で異なる実態があることが明らかになった。車いす使用における介護者の有無は、被介護者の身体的自由の獲得に影響を与える。男性が低い介護度で車いすを利用できるのは、妻がその車いすを押しているからかもしれない⁹。さらに先述した費用の問題に加え住環境の整備も車いす利用には必要である。車いすが被介護者の自立した生活や尊厳の保持に有益であるという観点から考えると、女性被介護者は男性に比して自立や移動の自由から遠ざけられていると結論づけられる。このことは、2010年の「国民生活基礎調査」が65歳以上の高齢者の日常生活において、女性の方が日常生活動作や外出において多く問題を抱えていることを明らかにしていることにも通じる。

分析からのもう一つの知見は、今回利用した「介護給付費実態調査」は、「介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得ること」を目的とするものの、この調査表示におけるジェンダー視点の欠如は、介護保険が謳う利用者本位のサービス供給や適正で効率的な介護サービスの提供を促すという点で多くの困難を含んでいることがわかった。公的福祉統計のジェンダー統計分析を行ってきた伊藤ら(1999a, b, 2000)は、この領域の統計のジェンダー視点の不足が実態の把握を妨げていることを指摘している。また、障害者ジェンダー統計の整備状況を検討した吉田(2013)でも、日本の公的統計が問題にするのは障害の有無、程度、年齢であり、性別を言及することが少ないことを見出している。その理由として、障害者を性のある存在として対応してこなかった歴史的背景に求めている。「介護給付費実態調査」についてもジェンダー統計整備状況の点からみると、障害者統計と同様の状

況であり、性別はほとんど取り上げられず、介護度、年齢に焦点を合わせている。本稿の分析から明らかになったように、介護保険受給者に関しては、その受給状態に大きな差異を作り出しているのは性別である。介護保険制度において利用者本位が謳われながら、「介護給付費実態調査」では受給者の性別を不問にするのは、介護保険制度の評価を困難にさせる。

福祉用具は介護保険制度によって大きな影響を受け、特殊な流通システムによる準市場を形成し、そこを経て利用者に届けられる。製品生産において最も重要な要因である性別が不明のままの製品生産や開発が行われているならば¹⁰、それはジェンダー・バイアスのかかった製品を生産することになりかねない。介護給付費という公的な財源配分において、福祉用具である車いす受給にはジェンダー格差が存在していた。このジェンダー格差を生み出す理由の解明と福祉用具による被介護者の尊厳の保持や自立の実現状況の検討は、今後の被介護者への事例調査によって行われる¹¹。

*本研究は科学研究費補助金基盤研究A「グローバル金融危機以降におけるアジアの新興/成熟経済社会とジェンダー」(研究代表者 足立眞理子)によって実施された。

**本稿の一部は、第57回経済統計学会 ジェンダー統計研究部会セッション(2013年9月14日、於 静岡市産学交流センター)、で「介護保険制度下における福祉用具貸与(車いす利用)のジェンダー分析—介護給付費実態調査による検討—」として報告した。

10車いすをはじめとする福祉用具は、新JIS制度(2005年10月～)によってJISマークが表示可能となった。しかし、福祉用具が比較的新しい製品であるため、まだJIS規格が作られていない製品も多い。車いすは2008年に「手動車いす」「電動車いす」のJISマーク表示が開始された(経済産業省, 2008)。

11ジェンダー視点による検討と同時に寿命や罹患状態も含めた生物学的な性差も視野にいれる。また、被介護者の保有機能の維持と回復の可能性からみた福祉用具のあり方も考慮したい。

9 誰が車いすを押しているかを含め、家族構成や介護者と被介護者の関係や車いす貸与の決定因、住環境をめぐる問題については今後の事例調査で明らかにする。

引用文献

- 天野晴子(2004)「ジェンダー統計に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』Vol.8, pp.81-91
- 伊藤セツ, 伊藤純(1999a)「福祉ジェンダー統計の可能性(上)」『学苑』第711, pp.152-160.
- 伊藤純, 伊藤セツ(1999b)「福祉ジェンダー統計の可能性(中)」『学苑』第715, pp.155-165.
- 伊藤純, 伊藤セツ(2000)「福祉ジェンダー統計の可能性(下)」『学苑』第722, pp.165-174.
- 伊藤純, 伊藤セツ(2002)「ジェンダーに区分した高齢者の経済状況の把握」『学苑』第740, pp.75-92.
- 伊藤陽一(1997)「日本におけるジェンダー統計—現状, 問題, 克服の方向」『国立婦人教育会館研究紀要』Vol.1, pp.89-97.
- 上野千鶴子(2011)『ケアの社会学』太田出版
- エイジング総合研究センター(2008)「認知症・要介護高齢者の将来推計」(<http://www.jarc.net/?p=294>に2014年7月1日にアクセス)
- 春日キスヨ(2007)「ケア, 感情, ジェンダー—高齢者介護問題を通じて」足立真理子, 伊田久美子, 木村涼子, 熊安貴美江編『フェミニスト・ポリティクスの新展開』明石書店, pp.107-153.
- 経済産業省(2008)「福祉用具分野に係るJISマーク表示の開始について」(<http://www.jisc.go.jp/newsttopics/2008/fukushijismark/fukushijismark.pdf>に2014年7月1日にアクセス)
- 厚生労働省(2012b)「介護認定審査会委員テキスト2009 改訂版」
- 厚生労働省(2000)「介護保険事業状況報告」
- 厚生労働省(2014)「介護保険事業状況報告(平成26年1月暫定版)」
- 厚生労働省(2001)「介護給付費実態調査」
- 厚生労働省(2012a)「介護給付費実態調査」
- 杉橋やよい(1996)「国連(1995):世界規模のジェンダー統計に関するワークショップ」『統計研究参考資料』No.49
- 杉本貴代栄(2012)『福祉社会の行方とジェンダー』勁草書房
- 総務省(2014)「公的統計の整備に関する基本計画」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000283567.pdfに2014年7月1日にアクセス)
- 田中聡一郎, 四方理人, 駒村康平(2013)「高齢者の税・社会保障負担の分析」『フィナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所, 第4号(通巻115号), pp.117-133.
- 山下順子(2011)「介護サービス・労働市場の再編とNPO」, 仁平典宏, 山下順子編『労働再審⑤ケア・協働・アンパイドワーク』太月書店
- 吉田仁美「障害者ジェンダー統計の整備状況—国際的・国内的視野から」『経済統計学会第57回(2013年度)全国研究大会報告要旨集』pp.39-40.
- Hedman, B., Perucci, F., Sundstom, P. (1996) Engendering Statistics: A Tool for Change, Statistics Sweden, Stockholm. 邦訳: 法政大学日本統計研究所(1998)『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—』梓出版社.

Gender Gap in the Beneficiaries of Welfare Equipment Provided by the Long-term Care Insurance System : A Gender Statistics Analysis of Wheelchair Users

Etsuko SAITO
Kaoru TACHI
Kazuyo YAMADA

This study clarifies gender issues of people who receive welfare equipment from the long-term care insurance system. We paid closest attention to wheelchair lending, as demand has been expanding in recent years.

To clarify these gender issues, we used “The Survey of Long-term Care Benefit Expenditures” by Ministry of Health , Labour and Welfare, however very little data relating to sex was available. We requested all of the data from the Ministry, which we were entitled to through the Statistics Law. We calculated the data by sex and put together gender statistics.

Concerning wheelchair distribution, there was a clear difference in the usage rate of men and women. Through our research, we discovered that women tend to take less advantage of wheelchair services than men, and this denies them independence and increased mobility. In addition, the lack of gender perspective in public statistics prevents us from being aware of any problems with the long term care insurance system.